

令和2年10月20日

よりよい社会的養護の実現に向けて

-社会的養護の経験者としての立場から-

一般社団法人コンパスナビ理事 ブローハン聡

1. はじめに 生い立ちと保護に至るまでの経緯

1992年生まれ。日本滞在中の外国籍の母親と日本人男性との間に生まれる。出生届が出されず、非嫡出子として出生。4歳の頃、無国籍・無戸籍のまま母親が新たな男性と婚姻関係になるが、この時も認知されず。母再婚後、義父から命を脅かされる虐待を受ける。11歳のとき、虐待によって火傷を負ったことをきっかけに保護され、児童養護施設へ。

2. 一時保護所や児童養護施設において権利を保障されていたか

| | | |
|--|--|---|
|  <p>19 暴力などからの保護</p> |  <p>27 生活水準の確保</p> | <p>日々命を脅かされていたが、児童養護施設に入所して安全と衣食住が守られた。 義父と会わなくなったことで安心して寝られるようになった。</p> |
|  <p>9 親と引き離されない権利</p> |  <p>17 適切な情報の入手</p> | <p>母と会う機会を設けてもらえた 母親が亡くなったことを伝えられた。</p> |
|  <p>7 名前・国籍をもつ権利</p> |  <p>11 よその国に連れさられない権利</p> | <p>15歳のときフィリピン国籍を、17歳のときに日本国籍を取得できた。(入国管理局やフィリピン大使館にケースワーカーが同行。強制送還の可能性があったが、母親の情報や父親を探してくれたことで、無事に国籍を取得することができた)</p> |

3. どのような事をソーシャルワーカーに望んでいるか

(1) 一時保護中のケースワーカーとの関わり

① 子どもの理解力や特性、心の状態に合わせた説明を

ケースワーカーの役割と関わり/安全に守られていること/児童養護施設や里親のこと

② 児童養護施設や里親家庭を体験し、選択する機会を

「大人達が決めたこと」が子どもに一方的に伝えられている現状

(2) 施設入所中のケースワーカーとの関わり

① 担当ケースワーカーが変わる場合に事前に知らせてほしい。

② 児童養護職員や里親が隣にいない状態で話をしたい。

③ 面会の設定（時期、頻度、時間）に子どもの意向を反映してほしい。

4. 児童相談所職員、施設職員に求められる人材

(1) 子どもからの信頼を得た上で、子どもが安心できる環境で心理テストを（心理職）

回答次第で措置が変わるかも/関係を築く前にいきなりテスト/色眼鏡で見られるのでは

(2) 週末里親が利用できなくなる時は事前に説明を

(3) 早期からの自立訓練とプログラムの充実を

自立訓練＝期間が短い、時期が遅い/躓いたときの対処法が分からない/金銭管理ができない

5. 社会的養護の子どもたちに関わる全ての大人に知っておいていただきたいこと

子どもは、関わった「大人」や身近な「大人」を通して社会を見ます。

心の拠り所がない子どもたちには、怒りや不安、言葉に出来ない感情があります。

それを「見守っているよ」と伝えていただきたいです。

「自分の人生に自分がいない」「大人達が考えて決めてくれた環境に身を置いていた」

当事者からは、こんな声も聴こえてきます。社会的養護の制度に命を救われました。

だからこそ、子どもの「声」を聴いてほしい。

子どもの意見に耳を傾け、思いや不満を受け止めます。もし、子どもがその状況を変えたい、自分の意見を周囲の大人や社会に伝えたいと思う場合、どうすればいいかを一緒に考え、子どもが選択できるように情報を提供し、行動を支援するということです。

2019年9月8日朝日新聞「子どもアドボカシーを考える」より